特殊勤務手当の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項					措置の内容
対象受検機関 堺上高等学校							検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【職員の特殊勤務手当に関する条例】 (教員特殊業務手当) 第18条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下これらを「義務教育諸学校」という。)に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第3条第1項第4号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号口に規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が1級、2級若しくは特2級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に					誤って支給した教員特殊業務 手当については、戻入を行った。 検出事項の原因は、申請者及 び担当者の認識不足と承認者の 確認不足にある。関係職員に正と のよう周知徹底するとと 行うよう周知徹底すると に、承認を行う際には要件等の 確認を行うことを徹底すると でチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正
						定める場合に該当するときに支給する。 2 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの 【給与実務の手引き】 第2章 手当編第6 特殊勤務手当 (教員特殊業務手当一覧) (平成30年4月1日~)						
					(教員特殊業務于ヨ一夏)	支給要件 手当額						
							支給対象業務	(略) (略)	(略)			
							修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの(中略)(※1)	その日に	よいて、業 7時間 45 分 とき。	務に従事し	5, 100円	
					(※1)○「修学旅行、林間・臨海学校等」の「等」とは、いわゆる移動教室、スキー学校など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事をいい、クラブ活動として行うものはこれには含まれない。○「泊を伴うもの」には、2日以上の旅行の最終日における指導業務が含まれる。							

			○「泊を伴うもの」には、当該業務に従事する時間が7時間 45 分程 度に及ぶ出発及び帰校の日の業務が含まれる。	
--	--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月3日)